

監査法人のガバナンス・コードの 策定について

平成28年7月15日（金）

(株)東芝事案において指摘された監査法人に係る主な問題点

○ 個別監査業務について

- ・ 監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり当社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、当社のガバナンスへの過信が生じ、当社の説明や提出資料に対して、批判的な観点からの検証が十分に実施できなかった。
- ・ 監査対象事業ごとに分業体制で監査を進めていたにもかかわらず、チーム内での情報共有や連携がうまく機能しなかった。

○ 審査について

審査担当社員が、監査チームから提出された審査資料に基づき審査を実施するのみで、監査チームが行った重要な判断を客観的に評価していない。

○ 品質管理態勢について

- ・ 品質管理本部及び各事業部等において、検査結果等に対する原因分析を踏まえた改善策の周知徹底及び浸透を十分に図っていない。
- ・ 経営に関与する社員はこうした状況を十分に認識しておらず、審査会検査等の指摘事項に対する改善策を組織全体に徹底できていない。

⇒ 会計士個人の力量や審査態勢、品質管理態勢だけでなく、そもそも監査法人のマネジメントにも問題があったと考えられるのではないか。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）（抄）①

Ⅱ．会計監査の信頼性確保のための取組み

1. 監査法人のマネジメントの強化

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員（パートナー）が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業（以下「大手上場企業等」という）の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応できていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）（抄）②

(1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則（プリンシプル）がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。（略）

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」（以下「コード」という）が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実現するための自律的・実効的な対応を求めるべきである。その際、各法人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日）（抄）③

(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

Ⅲ. おわりに

会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組むことにより、

- 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる、
- このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

監査法人の規模

所属公認会計士数

No.	監査法人名	公認会計士である社員 (パートナー)の数	使用公認会計士数	公認会計士資格を 有する者(計)
1	新日本有限責任監査法人	612	2,829	3,441
2	有限責任監査法人トーマツ	567	2,483	3,050
3	有限責任あずさ監査法人	567	2,408	2,975
4	PwCあらた有限責任監査法人	90	756	846
5	太陽有限責任監査法人	60	166	226
6	東陽監査法人	96	65	161
7	京都監査法人	22	94	116
8	三優監査法人	27	63	90
9	仰星監査法人	37	50	87
10	優成監査法人	17	58	75

(出典)H26.4.1からH27.3.31の間に各法人が作成した業務及び財産状況に関する説明書類

大手監査法人のガバナンス等の改革に向けた近年の主な取り組み①

新日本有限責任監査法人

平成28年1月～ 透明性のある経営執行部の選任

- 理事長を選任する指名委員会に社外の有識者が参加
- 指名委員会を選出した複数の理事長予備候補者について、全パートナーが投票し理事長候補者を選出
- 副理事長、経営専務理事及び常務理事の選任について社外の有識者の同意が必要

平成28年2月～ 経営執行部の権限の強化

- 監査品質に関連する経営執行部をメンバーとする監査品質監督会議を設置し、個別監査業務に係る意見表明や契約更新等に対する関与を強化
- 監査品質監督会議に対して、監査に従事するパートナーの監査品質に関する人事評価の権限を付与
- 理事長、副理事長、品質管理本部長及び意見審査本部長は監査業務等に従事しないこととし、客観性を強化

平成28年2月～ 社外の有識者の招聘

- ガバナンスの強化を目的として社外の有識者により構成される社外ガバナンス委員会を設置し、同委員会は公益の観点から経営執行を監視
- 監査品質監督会議に社外の有識者を招聘し、公益に反する意思決定を防止
- 組織風土改革特別委員会に社外の有識者を招聘し、幅広い利害関係者の意見を踏まえた組織風土の改革を実行中

平成28年1月～ ローテーションの強化

- パートナーローテーションの強化(業務執行社員につき継続監査期間7年・インターバル5年、筆頭業務執行社員につき継続監査期間5年後のノーリターン)
- 監査チームの固定化の排除等を目的として、職員のローテーションの導入

平成28年2月～ 過去の不正事案に関する根本原因の分析が適切であるかどうかについて、社外の弁護士等により、専門的・客観的な観点から検証

平成28年6月～ パートナー・職員の人事評価制度について、監査品質を重視した制度への改定

検討中の事項

- 変化に対応できない社員に対して退職を勧奨する仕組みの導入
 - 被監査会社の株主からの意見交換
- 等

大手監査法人のガバナンス等の改革に向けた近年の主な取り組み②

有限責任監査法人トーマツ	有限責任 あずさ監査法人
<p>平成25年11月～ 評議員制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 経営会議のガバナンス強化のため、経営会議メンバーとして、現任の執行役でないパートナーの中から評議員を選任 <p>平成27年4月～ グループ体制の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> - 監査法人を中心としたグループ体制から、デロイト・トーマツ合同会社によるグループ経営に移行 <p>平成27年12月～ 経営会議の体制変更</p> <ul style="list-style-type: none"> - ガバナンス機関としての位置づけを明確にするため、「経営会議」を「ボード」に名称変更するとともに、グループ、監査法人それぞれにボードを設置 - グループCEO(本邦の公認会計士)と監査法人の包括代表(本邦の公認会計士)の兼務を解消 - 12名の監査法人ボードメンバーのうち、評議員はボード議長を含む8名に増員 - ボード内に常設の推薦・報酬・監査委員会を設置(それぞれ評議員2名以上で構成) - 監査委員会は5名以内(うち2名以内は法人外委員)で構成 	<p>平成27年～</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成26年度審査会検査における指摘事項について、社内通達・研修により指摘内容・改善策を周知するとともに、法人全体のあらゆる階層で根本原因分析を実施し、改善策を立案 <p>平成27年11月～ 専務理事会における品質管理上の議題についての議論時間の確保</p> <p>平成28年7月～ 経営監理委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外部委員4名で構成 - 経営陣の求めに応じて経営に関して助言 - 法定監査の品質管理に関する重要事項については事前に理事長から説明を行い、委員からの意見を求める <p>検討中の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「監査品質に関する報告書」(仮称)の作成・開示 等
<p>検討中の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 独立した外部の有識者の活用・選任 - 他のメンバーファームからのボードへのオブザーバー参加 - 監査品質に関する報告書の作成・開示等 	<p style="text-align: center;">PwCあらた有限責任監査法人</p> <p>従来より、業務執行の監視機関として監視委員会を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> - 監査パートナー4名、関連会社のアドバイザー担当のパートナー4名で構成(社員総会により選任)、3名以内の外部委員(決議に不参加)を招聘することも可 - 委員会の下に設置された4委員会(社員評価委員会・監査委員会・指名委員会・R&Q監視委員会)の活動を通じて業務執行を監視 <p>平成27年12月～ 「監査品質に関する報告書」の開示</p> <p>現在 外部の有識者について活用・選任を検討中</p>

監査法人のガバナンス・コード(英・蘭)の概要

	イギリス	オランダ
コード 名称	監査法人ガバナンス・コード The Audit Firm Governance Code	PIEライセンスを有する監査法人 ^(注) のガバナンス・コード A Code for Audit Firms Holding a PIE Licence
公表主体	英国財務報告評議会(FRC)・ イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW)	オランダ勅許会計士協会(NBA)
導入時期	2010年6月	2012年6月
適用対象	20超の上場企業を監査する監査法人(7法人) ※他に1法人が自主適用 (2015年5月時点)	PIEライセンスを有する監査法人(9法人)(2015年10 月時点)
適用の 枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象がコードへのコミットを公表。 ○ コンプライ・オア・エクスプレインアプローチを採用。 ○ 透明性報告書の中でコードの遵守状況を報告。 ○ 遵守状況をFRCがモニタリング。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象が誓約書にサインをして遵守を表明。 ○ コンプライ・オア・エクスプレインアプローチは採用せず、全体として遵守する必要。 ○ 透明性報告書の中でコードの遵守状況を報告。 ○ 遵守状況をNBAがモニタリング。

(注) PIE (Public Interest Entity. 上場企業、銀行、保険会社等の社会的影響度の大きい事業体) に対して監査業務を実施するためのライセンスを規制当局から付与されている監査法人をいう。

イギリスの監査法人のガバナンスコードの概要 ①

- イギリスでは、監査市場の寡占が進んでおり、かつて大手の一角を占めていたアーサー・アンダーセンの解散後、監査法人が市場から撤退するリスクが一層懸念されたことから^(注)、当該リスクを防ぐことを主な目的として、監査の品質維持やリスク管理を強化する観点からコードを導入。内容は以下のとおり。

(注) FTSE350（ロンドン証券取引所に上場する企業のうち、時価総額上位350位の企業の銘柄で構成される株式指標）の約99%をBig 6（Deloitte、EY、KPMG、PwC、BDO及びGrant Thornton）が監査している。

A リーダーシップ	
A.1	監査法人の所有者に対する経営陣による説明責任の原則
A.1.1	経営陣を監督するガバナンス機関の構築
A.1.2	ガバナンス機関・経営陣の運営方法、責務、意思決定の方法等の開示
A.1.3	ガバナンス機関・経営陣のメンバーの職位・経歴、選任手続、年間の会議出席等の開示
A.1.4	ガバナンス機関・経営陣の継続的なパフォーマンス評価・定期的な再任手続の実施
A.2	経営管理の原則（監査法人の運営に対して責任・権限を有する実効的な経営陣の必要性）
A.2.1	経営陣の職務権限の公表
B 価値観	
B.1	プロフェッショナリズムの原則（誠実性、客観性、専門的能力・注意義務、守秘義務、職業倫理の保持等）
B.1.1	ガバナンス機関や経営陣による適切なトップの姿勢の提示
B.1.2	監査法人の全構成員を対象とした行動規範の策定・公表
B.2	ガバナンスの原則（コードへのコミットメントの公表）
B.2.1	監査法人の内部行動規範へのコードの取入れ
B.3	開放性の原則（問題点、知見・経験等についての相談、共有を促す開放的な文化の保持）

イギリスの監査法人のガバナンスコードの概要 ②

C 独立非業務執行役員 (INE: Independent Non-Executives)	
C.1	INEの関与の原則 (監査法人の意思決定、ステークホルダーとの対話、レピュテーションリスクの管理の面についての株主の信頼向上のための、INEの選任)
C.1.1	公益に関する事項を監督する機関におけるINEの割合等
C.1.2	INEの選解任、義務、INEへの支援措置等に関する情報等の公表
C.2	INEの特性に関する原則
C.2.1	INEが監査法人の独立性に与える影響、INEの独立性評価の基準の開示
C.3	INEの権利に関する原則
C.3.1	INEの権限・義務に関する役務契約の締結
C.3.2	INEに対する訴訟に関する補償型保険の導入
C.3.3	INEの職務遂行に必要なリソースの提供
C.3.4	INEと経営陣・ガバナンス機関との見解の相違に対処するための手続の整備・公表
D 事業運営	
D.1	遵守の原則 (職業専門家の基準や法令・規制上の要求の遵守)
D.1.1	法令・規制上の要求、監査・品質管理・独立性を含む倫理に関する基準の遵守の方針・手続の整備
D.1.2	グループ監査に関する基準の遵守のための方針・手続の整備
D.1.3	利益相反に対処するための方針・手続の適用状況の開示
D.1.4	監査業務に関する当局の懸念事項への対応
D.2	リスク管理の原則 (内部統制、リスク管理体制の整備)
D.2.1	監査法人の内部統制体制の実効性のレビュー
D.2.2	監査法人の内部統制体制レビュー結果の開示
D.2.3	レビューのフレームワークの開示
D.3	人事管理の原則 (人事管理の方針・手続の適用)
D.3.1	採用、人材開発、業績評価、報酬、昇進等の状況の公表
D.3.2	INEによる人事管理方針・手続のレビューへの関与
D.4	内部通報の原則 (内部通報に係る方針・手続の整備等)
D.4.1	内部通報に係るINEへの報告の実施、内部通報の方針・手続の公表

イギリスの監査法人のガバナンスコードの概要 ③

E 報告	
E.1	内部報告の原則 （INEを含むガバナンス機関のメンバーに対する適切な情報提供）
E.2	財務諸表の原則 （監査法人の財務状況に関する、監査済み財務諸表の公表）
E.2.1	財務諸表の作成責任者の明示等
E.2.2	監査法人が継続企業であることの報告
E.3	監査法人の経営者による説明の原則 （経営陣による財務状況等に関するコメントの公表）
E.3.1	監査法人の経営者による主要なリスクや不確実性等に係る説明・開示
E.4	ガバナンス報告の原則 （コードの適用状況の公表等[コンプライ・オア・エクスプレイン方式]）
E.4.1	コードで求められる開示内容を含む透明性報告書の公表
E.5	報告の質に関する原則 （外部への報告の質の監視等のための体制の整備）
E.5.1	監査法人における監査委員会の設置、メンバー・職務権限・業務状況の公表
F 対話	
F.1	監査法人による対話の原則 （監査先企業やその株主、監査委員会等との対話の実施）
F.1.1	対話の方針・手続の公表（対話に対するINEの関与のあり方等を含む）
F.2	株主による対話の原則 （株主による監査法人との対話の実施）
F.3	株主による、十分な情報提供を受けた上での議決権行使の原則 （監査人の選任・再任の提案手続に関する株主と上場企業の対話の実施等）

オランダの監査法人のガバナンスコードの概要 ①

- オランダでは、グローバル金融危機が深刻化した2008年に、金融機関に対して巨額の公的資金が注入され、金融機関を監査していた監査法人に対しても社会的な批判が大きくなったことを受け、監査法人における監督機能と透明性の向上を目的として導入。
内容は以下のとおり。

0. 価値観	誠実性、客観性、専門性と注意義務、守秘義務、職業倫理の積極的な支持等
0.1 模範的役割 (「トップの姿勢」)	監査法人の理事会による模範的役割(「トップの姿勢」)の実施
0.2 内部行動規範	コードの価値観と原則について記述した内部行動規範の策定・公表
0.3 ガバナンス体制に係る説明責任	理事メンバー、監督主体、選任手続を含む、ガバナンス機関の運営状況等の公表
1 運営の原則	理事会の責任・役割(優れた実務の促進、法令等の遵守状況の監視、内部統制システムの保持、報酬を含む人事方針の整備等)
1.1 公益の重要性	理事会における公益を踏まえた意思決定等の確保
1.2 理事の選任・評価及び報酬	理事の選任・評価及び報酬の決定における公益に資する能力の重視、報酬決定に係る方針の公表
1.3 品質管理	品質管理方針の策定、品質管理に関する理事会による継続的な評価の実施、当局等の懸念事項に対する是正措置の実施等
1.4 人事方針	報酬・制裁を含む人事方針の策定・実施状況の公表、従業員の満足度調査の実施・結果等の公表
1.5 リスク管理	リスク管理体制の整備、監査法人の戦略に関する主要なリスクの開示等
1.6 苦情	内部通報等に係る手続の整備・公表等

オランダの監査法人のガバナンスコードの概要 ②

2 監督の原則	第三者のメンバーを含む公益委員会の設置等
2.1 監督主体	監査法人の理事会を監督する監督組織の設置
2.2 公益	公益委員会の役割(理事会の意思決定・品質管理体制・報酬の方針・内外の品質レビュー・ステークホルダーとの対話等への関与)
2.3 義務及び権限	公益委員会の委員の義務・権限に関する規約の策定・公表
2.4 評価及び報酬	公益委員会による理事等の報酬を規律する方針及び遵守状況の監視
2.5 発見事項に係る報告	公益委員会による発見事項に関する、監査法人の監督組織への報告
3 説明責任の原則	公益委員会等のメンバーに対する適切な情報提供、ステークホルダーに対する透明性ある方法による説明の実施等
3.1 監査済み財務諸表、年次報告書及び独立した監督に関する報告書	監査法人の財務状況に関する監査済み財務諸表・年次報告書の公表、独立した監督に関する報告書の公表
3.2 透明性報告書	透明性報告書におけるコードの適用状況、内部や当局によるレビュー結果の開示
3.3 発見事項の報告	公益委員会による主要な発見事項の開示
3.4 ステークホルダーとの対話	監査先企業の株主を含むステークホルダーとの対話の実施、対話に関する開示

参考資料

監査法人制度①

○ 監査法人制度の創設(昭和41年)

巨額の粉飾決算などを背景に、監査証明業務の担い手として、個人の公認会計士に加え、組織的な監査を推進するための共同組織体として、無限連帯責任を負う5人以上の公認会計士が社員となって組織される監査法人の制度が創設。

○ 平成15年公認会計士法改正

米国における不正会計事件への対応等の国際的動向も踏まえ、公認会計士監査の充実・強化が図られることとなり、①監査人の独立性の強化、②公認会計士・監査審査会の設置、③試験制度の見直しなどを内容とする公認会計士法を改正。

監査法人に関しては、①監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止、②関与社員等の継続的監査の制限(いわゆるローテーション・ルール)、③特定の証明について業務を担当する社員を指定し、当該証明については指定社員のみが業務執行の権利を有し、義務を負うとともに、監査法人を代表することとなる指定社員制度が導入。

○ 平成19年公認会計士法改正

平成16年以降の監査をめぐる不適正な事例の発生、監査業務の複雑化・高度化などを踏まえ、組織的監査のあり方に関する議論がなされ、①監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、②監査人の独立性と地位の強化、③監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直しなどを内容とする公認会計士法を改正。

監査法人に関しては、①業務管理体制の整備の徹底、社員資格の非公認会計士への拡大、説明書類による情報開示の義務付け、②大規模監査法人におけるローテーション・ルールの強化、③行政処分の多様化(業務改善命令の追加)や課徴金制度の創設、有限責任組織形態の監査法人制度の創設等が行われた。

監査法人制度②

組織	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人は、5人以上の公認会計士を含む社員の出資により設立 ・社員の75%以上は公認会計士 ・特定の機関設置は求められていないが、任意に経営意思決定機関等を設けることは可能
業務 管理 体制	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の執行の適正を確保するための措置 ・経営の基本方針 ・経営管理に関する措置 ・法令遵守に関する措置 ○業務の品質の管理の方針の策定及びその実施 ・品質管理の監視に関する措置 ・品質管理の方針の策定・実施に関する責任の所在の明確化に関する措置 等
開示	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の概況 業務の概要/監査証明業務の状況(被監査会社等の数を含む)・非監査証明業務の状況/業務管理体制の整備・業務の運営の状況/他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携/外国監査事務所等との業務上の提携 等 ○社員の概況(監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成) ○事務所の概況 ○監査法人の組織の概要 ○財産の概況 ○被監査会社等(大会社に限る)の名称 等 (注)有限責任監査法人の場合は、一定の追加開示(直近2会計年度の計算書類、監査報告書、供託金等の額及び供託金の代替とする場合における責任保険契約の内容)